聖籠町告示第36号

聖籠町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を 定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年9月30日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額 等を定める要綱の一部を改正する告示

聖籠町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を 定める要綱(平成29年聖籠町告示第13号)の一部を次のように改 正する。

別表第1中「260単位」を「264単位」に、「375単位」を「377単位」に改め、別表第2中「430単位」を「431単位」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 この告示による改正後の聖籠町介護予防・日常生活支援総合事業 第1号事業支給費の額等を定める要綱の規定は、この告示の施行の 日以後に居宅要支援被保険者等が受けた第1号訪問事業、第1号通 所事業及び第1号介護予防支援事業に係る第1号事業に要する費用 の額の算定について適用し、同日前に居宅要支援被保険者等が受け た第1号訪問事業、第1号通所事業及び第1号介護予防支援事業に 係る第1号事業に要する費用の額の算定については、なお従前の例 による。